

学校いじめ防止基本方針

岩手県立盛岡北高等学校

学校いじめ防止基本方針を策定する意義

学校いじめ防止基本方針を策定する意義は次のとおりである。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込むことなく、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送るうえでの安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

I いじめ防止対策に関する基本的な考え方

1 いじめ問題に対する認識

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であると認識し、「師弟和熟」の精神のもと、学校全体でいじめの防止と対策などにあたってきたところである。今後とも、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第1章第2条）

3 いじめ防止対策の基本理念

いじめは、人として決して許されない行為であることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要がある。したがって、本校では、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進め、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する理解を深め、いじめをなくすための対策に強い決意で取り組んでいくこととする。

II いじめの未然防止のための取組

1 組織

本校では、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」（以下「対策委員会」という）を設置する。

対策委員会の構成は、基本的に、校長、副校長、各学年主任、教務主任、生徒指導課（主任及び担当者1名）、保健厚生課（主任・教育相談担当・養護教諭）、スクールカウンセラーによるものとし、校長が必要に応じて、他の教職員や外部専門家等の出席を求めることができる。

この組織は、本方針に決められたことを実行に移す際の中核を担う組織として、未然防止から対応に至る直接的なことがらだけでなく、そこから派生する教職員の資質能力向上のための校内研修や、教育課程に位置付けられて行われる取組の企画や実施、さらには計画通り進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証、ひいては本方針の見直しについても担うものとする。

対策委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正
- (2) いじめ相談体制や情報共有体制に関する確認
- (3) いじめ事案が生じた場合の対処
- (4) その他いじめ防止等に関する重要事項

2 学校に関すること

- (1) すべての生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるように配慮し、自己有用感や自己肯定感を高めることができる学校づくりに取り組む。
- (2) 「いのちを大切にし、お互いの人格を尊重すること」を目標とし、特別活動などを活用して生徒がいじめに向かわない心や態度を育む。
- (3) 生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (4) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、お互いを認め合える人間関係・学校の雰囲気をつくる。
- (5) いじめ問題に関する啓発と対応への連携のため、いじめ防止等に関する学校の取組状況などについて、HPや学校だより等を通じて保護者や地域の方々へ広報する。
- (6) いじめ防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて年3回実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

3 教職員に関すること

- (1) 生徒との関わり方として、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動などに十分注意して教育活動にあたる。(障がいを持つ生徒への対応を含む)
- (2) 生徒一人ひとりの個性に応じた指導の徹底と、生徒が自らいじめをなくそうとする態度を身につけ、いじめを許さない雰囲気の集団づくりを行う。
- (3) 規律ある授業を展開するとともに、生徒指導の観点からもお互いに授業を参観し合う機会を設ける。

4 生徒に関すること

- (1) 他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付くとともに、お互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感の獲得を通して社会性を育む。
- (2) 多少のストレスがあっても負けない自信を育み、自己肯定感を高める。他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高めることによってストレスをコントロールできる能力を育む。
- (3) 生徒自らがいじめについて学び、いじめの防止を訴えるような取組を生徒会等が中心となって行う。

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるもの」との認識のもと、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた生徒の心情に共感し、その立場に立って行う。したがって、いじめの早期発見には、学校、家庭、地域社会との連携を密にし、些細な事柄も注意深く傾聴し対処する。

1 学校に関すること

- (1) 在籍する生徒・保護者に対して定期的な調査を行う。
 - ① 実態把握のためのアンケート調査 年4回(考査最終日)
 - ② 三者面談で学級担任による聞き取り調査 年2回(7月、12月)
- (2) 相談窓口の紹介
いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。

いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- ① 日常のいじめ相談（生徒及び保護者）・・・全教職員が対応
 - ② スクールカウンセラーの活用・・・教育相談担当・養護教諭
 - ③ 地域からのいじめ相談窓口・・・副校長
 - ④ インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または所管警察署
- ※24時間いじめ相談電話（県教育委員会）・・・019-623-7830（24時間対応）

2 教職員に関すること

- (1) 生徒が相談しやすいように、日頃から生徒との信頼関係を築くように努める。
- (2) 日常の観察は、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の些細な表情の変化や行動の変化にも配慮し、家庭学習ノートや学級日誌等も注視する。
- (3) 些細ないざこざなどについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反しうる。（いじめ防止対策推進法第23条第1項）
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことを主眼に置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。

2 発見・通報を受けたとき

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせ、生徒の安全を確保するとともに、いじめ防止対策委員会に報告する。
- (2) いじめ防止対策委員会は、次の順序で聞き取り調査をし、事実確認をする。
 - ① 情報提供をした生徒（情報提供があった場合）
 - ② いじめを受けていると思われる生徒
 - ③ いじめをしていると思われる生徒（複数いる場合には同時に）
 - ④ 周囲の生徒（必要に応じて）
- (3) 事実関係に基づき、いじめ防止対策委員会で当該行為がいじめにあたるかどうか判断する。
- (4) いじめにあたりと判断された場合、生徒指導で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、いじめを行った生徒を一定期間、別室等において学

習を行わせる措置を講ずる。

- (7) いじめを受けた生徒の心を癒やすために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭、教育相談課と連携を図りながら指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、本校が定める懲戒規定に則り、適切に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 関係機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所管警察署と連携して対処する。いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守りとおすという観点から、毅然とした対応をとる。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、県教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所管の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭にインターネット上のトラブルやインターネット利用上のモラル、マナー等についての情報を提供し、協力を得る。

V 重大事態への対処

1 「重大事態」とは

- (1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 生徒が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
 - ⑤ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
- (2) いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する)

2 「重大事態」の報告

- (1) 学校は、「対策委員会」において重大事態と判断した場合は、速やかに岩手県教育委員会に報告する。
- (2) 生徒または保護者からいじめによって重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 具体的な対応

- (1) 学校が調査の主体となる場合

岩手県教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

① 「いじめ重大委員会」の編成（いじめ防止対策推進法第28条）

重大事態の性質に応じて、対策委員会に適切な専門家等を加えるとともに、中立な立場の第三者（学校評議員等）の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

② 情報の収集と客観的な事実関係の調査・記録

③ 調査結果を踏まえた必要な措置（個人情報に配慮する）

- ・関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- ・PTAや同窓会等への対応
- ・関係生徒への指導
- ・関係保護者への対応
- ・全校生徒への指導

(2) 岩手県教育委員会が調査の主体となる場合

岩手県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続していること。（いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校長の判断により、より長い期間を設定するものとする。）

(2) いじめに関わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。この場合、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記の要件は、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

VII 学校評価

いじめに関する対応を適切に行うため、基本方針を学校のホームページで常時公表し、以下の2つの事項について年間の実態と取組を検証するとともに、学校評議員等から意見を聞き、必要に応じて次年度の事業の見直しの検討を行う。

(1) いじめの未然防止にかかわる取組に関すること

(2) いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

VIII その他

1 校務の効率化

教職員が生徒と向かい合いいじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携

いじめ防止等に係わる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協力する体制を構築する。